

○ひろがれ協働のまちづくり補助事業費補助金交付要綱

平成19年5月18日

告示第24号

改正 平成21年4月13日告示第17号

平成22年4月1日告示第19号

平成23年4月15日告示第23号

平成25年5月21日告示第33号

平成26年4月23日告示第23号

平成27年4月1日告示第18号

平成28年4月1日告示第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐川町補助金交付規則（平成9年佐川町規則第20号。

以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、ひろがれ協働のまちづくり補助事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 地域の団体が主体的に企画・立案し活動する事業、あるいは地域振興や公益の増進を推進するために行う事業に対し、町が予算の範囲内で補助することにより、町民参加のまちづくりや地域の協働型社会の推進を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町内在住の概ね10人以上の住民で組織する団体
- (2) 自治会（複数自治会の連合組織を含む。）

(補助対象事業、補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象事業のうち補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」とい

う。)及び補助金額は別表に掲げるとおりとする。ただし、他の制度による助成がある場合は補助の対象としない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、補助金交付申請書(別記第1号様式)を町長に提出しなければならない。

2 補助金交付申請書には、次の関係書類を添付しなければならない。

(1) 実施計画書(別記第2号様式又は第2号様式の2)

(2) 収支予算書(別記第3号様式)

(3) その他参考となる資料

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、審査会を開催し、必要に応じて聞き取り等を行うこととする。

2 補助金の交付決定にあたっては、次の点に着目して優先順位を決定する。

(1) 新規事業及び継続、発展性の有無

(2) 協働するまちづくりへの寄与

(3) 事業実施後の公益性及び地域貢献の波及効果

3 町長は、補助金の交付を決定したときは、補助対象事業者に対し速やかに通知を行う。

4 町長は、補助金の交付を決定する場合において、適正な交付を行うために必要があると認めたときは、申請者に条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第7条 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当する変更等をする場合には、あらかじめ変更承認申請書(別記第4号様式)を町長に提出し、承認を受けなければならない。この場合において、第1号又は第2号に該当するときは、変更承認申請書に収支予算書(別記第5号様式)を添付しなければならない。

(1) 事業内容を変更する場合

- (2) 補助金の増額を必要とする場合
 - (3) 補助事業を中止しようとする場合
- (実績報告)

第8条 規則第11条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記第6号様式とし、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は事業実施年度の3月25日までのいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

2 実績報告書には、次の関係書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書（別記第7号様式）
 - (2) 領収書等の証拠書類を添付した収支決算書（別記第8号様式）
 - (3) 写真等事業の状況がわかるもの
- (補助金の交付)

第9条 補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（別記第9号様式）を町長に提出しなければならない。

2 規則第14条のただし書に規定する補助金の概算払いの請求をしようとするときは、別記第10号様式による請求書を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の請求が適当であると認めるときは補助金の概算払いすることができる。

(補助金の返還等)

第10条 町長は、補助金の交付を受けた補助事業者が、次に掲げる各号に該当するときは補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付が不適當と認められたとき。

(担当課)

第 1 1 条 当該事業の担当課は、チーム佐川推進課とする。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 1 年 4 月 1 3 日告示第 1 7 号）

この告示は、平成 2 1 年 4 月 1 3 日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 4 月 1 日告示第 1 9 号）

この告示は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 3 年 4 月 1 5 日告示第 2 3 号）

この告示は、平成 2 3 年 4 月 1 5 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年 5 月 2 1 日告示第 3 3 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 6 年 4 月 2 3 日告示第 2 3 号）

この告示は、公布の日から施行し、平成 2 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 2 7 年 4 月 1 日告示第 1 8 号）

この告示は、交付の日から施行する。

附 則（平成 2 8 年 4 月 1 日告示第 号）

この告示は、交付の日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助金額	補助対象経費
（１）一般事業 自らが企画、立案し、主体的に実施するもので、継続性があり地域の活性化や他地域への拡がりが見込める事業。	補助金の額は、補助対象経費の合計の１０分の９以内。ただし、過去に同様の目的、同種の内容で補助を受けている場合において、２年目は１０分の７以内、３年目以降は１０分の５以内（千円未満の端数は切り捨てる）。１００，０００円を限度とする。	左に掲げる事業を実施するために要する経費のうち、外部団体等への謝礼金、消耗品費、燃料費、印刷製本費、原材料費、賃貸借料等。ただし、自らの労務に対する賃金や謝金、組織や団体の運営経費、あるいは飲食を伴う経費は対象としない。また、イベント等の実施にともなう経費のうち、賞品、景品及びその他これに類する経費は、５０，０００円を限度とする。
（２）集落活動センター準備事業 地区活性化計画に基づき、自らが企画、立案し、主体的に実施するもので、集落活動センター事業への取り組みにつながると見込める事業。	補助金の額は、補助対象経費の合計の１０分の９以内（千円未満の端数は切り捨てる）。２００，０００円を限度とする。	左に掲げる事業を実施するために要する経費のうち、外部団体等への謝礼金、消耗品費、燃料費、印刷製本費、原材料費、賃貸借料等。ただし、自らの労務に対する賃金や謝金、組織や団体の運営経費に要する経費は対象としない。
（３）上記に該当しない事業 特に必要であると町長が認める事業。	補助対象経費の合計の１０分の９以内（千円未満の端数は切り捨てる）。限度額は、町長が別に定める。	補助対象経費は、町長が別に定める。

別記第 1 号様式

平成 年 月 日

佐川町長 様

団体名
代表者名
住所
TEL
印

平成 年度ひろがれ協働のまちづくり補助事業補助金交付申請書

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、佐川町補助金交付規則第 3 条及びひろがれ協働のまちづくり補助事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、補助金の交付を、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 添付資料

- (1) 実施計画書(別記第 2 号様式又は第 2 号様式の 2)
- (2) 収支予算書(別記第 3 号様式)
- (3) 位置図

別記第2号様式

平成 年度ひろがれ協働のまちづくり補助事業実施計画書
(単年度で事業の完了するもの)

対象事業名			
事業の名称			
事業の目的 (当年度のみ ならず将来の 目標や方針な ど)			
事業の内容			
事業費の概算	<積算基礎>		
	<財源構成>		
	総事業費	補助対象経費	補助を受けようとする額
事業期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
備考			

※事業が複数ある場合は、事業毎に作成のこと。

※対象事業名の欄には別表（第4条関係）の補助対象事業の（1）一般事業、
（2）集落活動センター準備事業、（3）上記に該当しない事業のいずれかを記
載すること。

別記第2号様式の2

平成 年度ひろがれ協働のまちづくり補助事業実施計画書
(複数年度にわたって事業が継続するもの)

対象事業名								
事業の名称								
事業の目的 (当年度のみ ならず将来の 目標や方針な ど)								
事業の内容	当年度	翌年度	翌々年度					
事業費の概算	<積算基礎> <財源構成>							
	<table border="1"> <tr> <td>総事業費</td> <td>補助対象経費</td> <td>補助を受けようとする額</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table>			総事業費	補助対象経費	補助を受けようとする額	円	円
総事業費	補助対象経費	補助を受けようとする額						
円	円	円						
事業期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日							
備考								

※事業が複数ある場合は、事業毎に作成のこと。

※対象事業名の欄には別表（第4条関係）の補助対象事業の（1）一般事業、
（2）集落活動センター準備事業、（3）上記に該当しない事業のいずれかを記載すること。

別記第3号様式

収 支 予 算 書

(収入)

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
合 計		

(支出)

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
合 計		

別記第4号様式

平成 年 月 日

佐川町長 様

団体名
代表者名 印

平成 年度ひろがれ協働のまちづくり補助事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け佐 ち 第 号で交付決定のあった平成
年度ひろがれ協働のまちづくり補助事業については、下記のとおり変更した
いので変更承認を申請します。

記

変更項目	変更の内容及びその理由
事業内容の変更	
申請金額の変更	
補助事業の中止	

別記第5号様式

収 支 予 算 書(変更)

(収入)

(単位：円)

科 目	当初予算額	変更後の予算額	摘 要
合 計			

(支出)

(単位：円)

科 目	当初予算額	変更後の予算額	摘 要
合 計			

別記第6号様式

平成 年 月 日

佐川町長 様

団体名
代表者名
住所
TEL

印

年度ひろがれ協働のまちづくり補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け佐 ち 第 号で補助金交付決定(又は補助金変更決定)のあった事業を下記のとおり実施したので、佐川町補助金交付規則第11条及びひろがれ協働のまちづくり補助事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業の名称

2 交付決定額 円

3 実績額 円

4 添付書類

- (1) 事業報告書(別記第7号様式)
- (2) 領収書等の証拠書類を添付した収支決算書(別記第8号様式)
- (3) 写真等事業の状況のわかるもの

別記第7号様式

事業報告書

1. 事業の名称	
2. 実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
3. 活動実績 (参加者数等)	
4. 今後の方針 (これからの 取り組み、課題 等)	

別記第8号様式

収 支 決 算 書

(収入)

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	摘 要
合 計			

(支出)

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	摘 要
合 計			

※領収書等の証拠書類を添付すること。

別記第9号様式

平成 年 月 日

佐川町長 堀見 和道 様

団体名
代表者名
住所
TEL

印

平成 年度ひろがれ協働のまちづくり補助事業費補助金請求書

平成 年 月 日付け佐 ち 第 号で補助金交付決定(又は補助金変更決定)通知のあった平成27年度ひろがれ協働のまちづくり補助事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

事業の名称 _____

総事業費 (当初)決算	補助金交付決定額	補助金交付確定額	既交付額	今回請求額	備考
() 円	円	円	円	円	

金融機関名	
支所・支店名	
預金の種類	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

別記第10号様式

平成 年 月 日

佐川町長 様

団体名
代表者名 印
住所
TEL

平成 年度ひろがれ協働のまちづくり補助事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け佐 チ 第 号で補助金交付決定(又は補助金変更決定)通知のあった平成 年度ひろがれ協働のまちづくり補助事業費補助金を概算交付されるよう請求します。

記

1 事業の名称 _____

2 概算払請求額

補助金交付決定額	円
既 交 付 額	円
今 回 請 求 額	円

3 概算払を必要とする理由

金融機関名	
支所・支店名	
預金の種類	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	